

第4章

事態安定期の災害応急対策

第 1 節 災害救助法の適用

第 1 項 災害救助法の適用

災害の発生以降，各市町村から県に報告された被害状況報告に基づき，災害救助法の適用基準に達した奄美市，龍郷町及び大和村に対して，災害救助法の適用を決定した。

（法適用日：平成22年10月20日）

(1) 災害救助法の適用状況

（住家滅失世帯数は，全壊 1，半壊 1 / 2，床上浸水 1 / 3 換算）

区 分	被害程度(世帯)			住 家 滅 失 世 帯 数	人 口 (平成17年国調)	法 適 用 基 準 滅 失 世 帯 数	適 用 根 拠
	住家 全壊	住家 半壊	床上 浸水				
奄 美 市	6	303	58	176	49,617	60	令第1条第1項第1号
龍 郷 町	3	125	25	73	6,002	40	令第1条第1項第1号
大 和 村	1	15	14	12	2,013	30	令第1条第1項第4号

(2) 災害救助の主な救助種目の実施状況

区 分		奄美市	龍郷町	大和村	計
避難所の設置	設置数(最大)	35	12	7	54箇所
	収容延人員	4,788	900	426	6,114 人
	開設期間	10/20～11/23	10/20～11/9	10/20～11/9	
炊出し等の 食品の給与	延給食数	4,788	900	426	6,114 食
	実施期間	10/20～11/23	10/20～11/9	10/20～11/9	
被服寝具等生活必需品の給与		400	152	30	582世帯
医 療		414			414 人
住宅の応急修理		161	82	10	253世帯
学用品の給与	教科書・教材	52	16	2	70 人
	その他学用品	62	47	0	109 人
	計	114	63	2	179 人
死体の捜索費			1		1 体
障害物の除去		10	1	29	40世帯

(3) 災害救助に要した経費（国庫補助対象分）

種 目 別 区 分	員 数	単 価(円)	金 額(円)
1 救助業務に要した経費			89,581,535
(1) 収容施設供与費			1,523,212
避難所設置費	延 6,114人	250	1,523,212
民間賃貸住宅貸与費			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 6,114人	696	4,250,575
(3) 被服寝具等生活必需品給与費	582世帯	13,845	8,057,335
(4) 医療	414人		232,336
(5) 住宅の応急修理	253世帯	277,868	70,300,399
(6) 学用品の給与費	179人	4,211	753,810
小学校児童	89人	3,603	320,667
中学校生徒	48人	4,591	220,382
高等学校生徒	42人	5,065	212,761
(7) 死体の搜索費	1人	382,162	382,162
(8) 障害物の除去費	40世帯	33,284	1,331,336
(9) 輸送費			2,750,370
2 救助事務に要した経費			8,066,522
合 計			97,648,057

第2項 法に基づく災害弔慰金の支給

『災害弔慰金の支給等に関する法律』に基づき、災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金を支給した。

法に基づく災害弔慰金の支給実績

(単位：人，円)

区 分	生 計 維 持 者 (1人当たり5,000千円)		そ の 他 の 者 (1人当たり2,500千円)		計	
	奄 美 市			1	2,500,000	1
龍 郷 町			1	2,500,000	1	2,500,000
計			2	5,000,000	2	5,000,000

第3項 県単住家災害見舞金の支給

『鹿児島県災害弔慰金支給要綱』に基づき、住家が全壊した被災世帯のうち災害弔慰金の支給対象世帯を除く世帯主に対して、1世帯10万円の見舞金を支給した。

住家災害見舞金の支給実績

(単位：件，円)

市町村名	件数	支給額
奄美市	7	700,000
龍郷町	2	200,000
大和村	1	100,000
計	10	1,000,000

第4項 災害援護資金の貸付

『災害弔慰金の支給等に関する法律』に基づき、法で定める貸付要件に該当する被災世帯の世帯主に対して、生活の建て直しに資するため、奄美市など2市町において援護資金が貸し付けられ、県は当該市町に対して、これに要する資金の貸付を行った。

災害援護資金の貸付実績

(単位：件，円)

市町村名	件数	貸付額
奄美市	2	3,000,000
龍郷町	2	3,400,000
計	4	6,400,000

第 2 節 給水活動

水道の断水は、飲料水をはじめ炊事、洗濯、トイレ等、住民の生活水の確保に多大の障害を与えた。また、断水した地域では、泥土で汚れた衣類、家財の洗浄ができず、衛生面での支障も懸念された。

被害を受けた市町村においては、保有している給水車、給水タンク、ポリ容器等による応急給水のほか、配水系統の切換えなどにより生活水の確保を図った。

また、奄美市においては、自衛隊の派遣出動等を要請し、併せて、鹿児島市から給水車 2 台を含む資機材を借り受け、自衛隊及び市の給水車等による給水活動を展開した。

今回の大雨による給水活動の概要

	被災箇所	応急給水の状況
1	奄美市上水道	非常用発電機の設置や配水管復旧作業により給水、応急給水なし
2	奄美市山間地区簡易水道	給水車にて応急給水
3	奄美市住用地区簡易水道	自衛隊給水車及び鹿児島市給水車等による応急給水
4	奄美市市地区簡易水道	給水車にて応急給水
5	奄美市東城地区簡易水道	非常用発電機の設置により給水、応急給水なし
6	奄美市知根地区簡易水道	非常用発電機の設置により給水、応急給水なし
7	奄美市古見地区簡易水道	緊急連絡管により応急給水
8	奄美市第 1 東部地区簡易水道	非常用発電機の設置により給水、応急給水なし
9	奄美市西部地区簡易水道	非常用発電機の設置により給水、応急給水なし
10	大和村大和地区簡易水道	給水タンクによる飲料水配給
11	大和村戸円地区簡易水道	給水タンクによる飲料水配給
12	瀬戸内町網野子地区簡易水道	給水タンクによる飲料水配給
13	瀬戸内町勝浦地区簡易水道	取水口復旧により給水、応急給水なし
14	龍郷町龍南地区簡易水道	給水車及び給水タンクによる応急給水
15	伊仙町上水道	仮設管設置により給水、応急給水なし
16	伊仙町東部地区簡易水道	緊急連絡管により応急給水
17	伊仙町中山地区飲料水供給施設	給水タンクによる飲料水配給

第3節 感染症予防，食品衛生対策

第1項 防疫活動

1 被害状況の把握

今回の災害は，感染症の発生しやすい時期であったことから，被災地域の防疫活動は，迅速，かつ万全を期して行う必要があった。

このため，災害発生と同時に県は保健所を通じ関係市町村と緊密な防疫活動情報の収集を行った。

2 消毒薬等の確保

被害が広域的かつ甚大であり，大量の消毒薬の確保が必要であったことから，県では，県内の薬品会社における備蓄状況の把握に努め，薬品の調達・斡旋を行った。

3 市町村に対する指導・指示及び支援

県は災害発生時に保健所を通じ，市町村に対し次の指示を行った。

被災状況を的確に把握し，効果的な計画による対応を行うこと。

被災住民に対し，次のような防疫上の広報活動を行うこと。

ア 生水の飲用禁止

イ 手洗いの励行

ウ 下痢及び腹痛等の症状のある者の医療機関受診

被災家屋の消毒等の実施

ア 床下及び床上浸水家屋の速やかな消毒の実施

イ 防疫必携の規定に準じた消毒方法による消毒

ウ ねずみ族，昆虫等の駆除

4 感染症予防事業費県費負担金の対象市町村及び金額

市町村名	県負担金額（円）
奄美市	745,102
大和村	257,333
瀬戸内町	78,782
龍郷町	234,708

第2項 食品衛生対策

食品衛生営業関係施設の被害による食品衛生上の危害の発生を防止するために，汚染された食品や停電により腐敗・変敗した不良食品などを排除するとともに，施設内を清掃消毒するよう指導した。

また，公民館等での炊き出し等に対する衛生指導とともに，手洗い消毒の励行，食器，調理器具の洗浄消毒，食品の衛生的な取扱い及び使用水の衛生管理について指導を行い事故の発生を防止した。

第4節 ごみの除去

平成22年10月20日の奄美大島の豪雨災害では、被災した市町村で、粗大ごみや家電製品、可燃物、不燃物等の災害廃棄物が大量に発生した。このため、災害発生後、速やかに被災市町村の状況を調査し、災害廃棄物の適正処理や支援制度等について周知するとともに、国に対して、災害廃棄物の収集・分別・処理に伴い生じる経費の支援を要請した。

なお、被災市町村においては、臨時に仮置き場を設けるなどして災害廃棄物の収集を行い、そこで分別作業を行った上で、家電製品等はリサイクル業者や産業廃棄物処理業者に処理を依頼した。その他の災害廃棄物については、被災市町村が構成する大島地区衛生組合の名瀬クリーンセンターに12月下旬までに搬入され、平成23年3月末までの間に全ての処理を終えた。

《名瀬クリーンセンターで処理した被災市町村の災害廃棄物》

市町村名	災害廃棄物量(kg)	災害廃棄物の種類	備 考
奄美市	1,105,690	可燃ごみ, 不燃ごみ, 粗大ごみ	粗大ごみ: 畳, ふとん, 木材, 金属類, 家電製品, 絨毯等を含む。
龍郷町	496,640	"	
大和村	38,020	可燃ごみ, 粗大ごみ	
宇検村	960	粗大ごみ	
計	1,641,310		

《平成22年度災害廃棄物処理事業費(国庫:1/2)》

市 町 村 名	処理費(千円)	国 庫	
		国 庫	市町村費等
奄 美 市	40,178	20,088	20,090
龍 郷 町	8,939	4,264	4,675
大 和 村	964	481	483
大島地区衛生組合	12,074	5,858	6,216
計	62,155	30,691	31,464

第5節 被災商工業者に対する相談窓口の設置

被災中小企業者等の災害復旧と経営安定を図るため、10月22日に、保証機関に対して相談窓口の設置を依頼するとともに、被災した中小企業者からの金融相談に対応するための特別相談窓口を、商工労働水産部経営金融課に設置した。

また、県商工会連合会等の関係商工団体に対しても、10月21日に、経営・金融支援のための相談窓口の設置など、きめ細やかな経営支援を依頼した。

第6節 農業災害の応急対策

第1項 被害軽減のための事後対策指導

被害状況を踏まえ、かぼちゃ、たんかん等かんきつ類、さとうきび等作物毎に、被災作物の回復等を図るための薬剤散布や追肥等の管理のポイントを取りまとめ、農業者や市町村等に周知するとともに、県ホームページに掲載した（平成22年10月27日）。

第2項 営農，資金に関する相談窓口の設置

営農，資金に関する相談窓口を設置し、被災農家からの営農対策，資金対応についての相談に対応した（平成22年10月25日設置）。

- 1 営農に関する相談窓口（大島支庁農政普及課）
 - ・病害防除や肥培管理などの事後対策の徹底を図った。
 - ・相談件数66件
- 2 資金に関する相談窓口（大島支庁農政普及課，農業経済課）
 - ・被災農家が活用できる資金の概要をとりまとめ，周知
 - ・相談件数10件

第3項 農業共済の迅速・適切な損害評価の実施と共済金の早期支払いの促進

大島農業共済事務組合に対し，迅速かつ適切な損害評価の実施と共済金の早期支払いについて要請した（平成22年10月27日付）。

第4項 資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件緩和

金融機関，保証機関等に対し，災害資金関係の円滑な融通や既貸付金に係る償還条件の緩和について要請した（平成22年10月22日付）。

第7節 文教関係

児童生徒の教科書の確保

児童生徒の教科書の被害について実態を調査し、被災状況を把握すると共に、授業に影響を及ぼさないように努めた。

1 公立小中学校

教科書の給与状況及び被災児童生徒は次のとおりである。

なお、これらの教科書の給与については、11月中に完了した。

(H22.11.5最終)

区 分		児童生徒数						給与冊数		
		小		中		計		小 (冊)	中 (冊)	高 (冊)
		学 校 数 (校)	児 童 数 (人)	学 校 数 (校)	生 徒 数 (人)	学 校 数 (校)	生 徒 数 (人)			
用 災 市 害 町 救 村 助 法 適	奄美市	6	28	4	10	10	38	291	93	93
	龍郷町	1	9	1	4	2	13	81	54	18
	大和村	1	1	0	0	1	1	2	0	10
合 計		8	38	5	14	13	52	374	147	121

2 公立高等学校

公立高等学校に在籍する生徒で被害に遭い、教科書の補給を受けたものは次表のとおりである。

なお、これらの教科書の給与については、11月中に完了した。

(H22.11.5最終)

学 校 名	生徒数(人)	冊 数(冊)
大 島	3	20
奄 美	8	47
大 島 工 業	4	38
大 島 北	3	16
合 計	18	121

第8節 ボランティアの活動

災害時におけるボランティアの受入体制については、県社会福祉協議会が作成したマニュアルに基づいて、市町村社会福祉協議会がボランティアの受付や派遣、被災者からのニーズ受付などを行う「災害ボランティアセンター」を設置し、これを県社会福祉協議会の「救援対策本部」や近隣の社会福祉協議会等が支援する仕組みが整備されている。

災害発生時に、被災地市町村の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置しており、県ボランティアセンター(県社会福祉協議会内)からも支援のため職員を派遣した。

災害ボランティアセンター設置後、近隣の社会福祉協議会等に協力を求め、ボランティア活動の円滑な遂行に努めた。

第1項 社会福祉協議会の活動

1 これまでの取組

社会福祉協議会(以下「社協」という)では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に災害時における被災地住民への支援活動として災害救援ボランティア活動に積極的に取り組んできた。

鹿児島県社協の具体的な取組として、平成10年から毎年、県総合防災訓練や桜島火山爆発総合防災訓練に参加し災害ボランティアセンター設置運用訓練を行うとともに、平成10年2月に「災害時の『福祉救援ボランティア活動』マニュアル」を策定した。また、最近では、平成16年10月の新潟県中越地震の際、現地災害ボランティアセンター運営支援のため職員を派遣したほか、平成17年8月には鹿児島県社協が提案した九州各県・指定都市社協間の「九州ブロック社協災害時相互応援協定」が成立した。

平成17年9月の台風14号災害では垂水市が甚大な被害を被ったが、垂水市社協が「垂水市災害ボランティアセンター現地本部」を設置し、地元社協をはじめ鹿児島県社協及び県内市町村社協が協力し合いながら被災者支援及びボランティア活動支援を行った。

平成18年3月には、この台風14号災害で得た教訓等を踏まえ、平成10年2月に策定した前述のマニュアルを「災害時の『福祉救援ボランティア活動』支援マニュアル」に改訂した。

平成22年の「奄美地区における集中豪雨災害」においても、被災地社協はもとより被災地近隣社協や関係機関等の協力を得ながら被災者支援及びボランティア活動支援を行ったところであり、その取組については以下のとおりである。

2 奄美地区における集中豪雨災害への取組

(1) 直後の対応（災害ボランティアセンター初動期）

10月20日から奄美地区の広い範囲で大雨が降り続き、河川の氾濫やそれに伴う家屋の浸水等が生じた。各地に設置された避難所に多数の住民が避難しており、奄美市と龍郷町では人的被害も発生した。鹿児島県社協では、「災害時の『福祉救援ボランティア活動』支援マニュアル」に基づき、21日午前9時に鹿児島県社協内に救援対策本部を設置し、同日午後6時の船便で、県社協の2職員を奄美地区に派遣し、被災地の情報収集に着手した。



奄美市住用地区の被災状況

22日は、被害の大きかった奄美市住用地区を調査したところ、家屋内への土砂流入や床上浸水、道路の決壊など被害は大規模・広域化することが予想されたため、同日、奄美市災害対策本部、市民協働推進課等へ奄美市社協事務局長等と同行し、「災害ボランティアセンター」設置について協議した。その結果、23日に奄美市社協内に設置することで調整し、一般のボランティア募集に先んじて、奄美大島青年会議所（JCI）と連携し、災害ボランティアセンターの立ち上げと同時に、被災地でのボランティア活動を行える体制を整えた。

また、この大雨で甚大な被害を受けた龍郷町と大和村の2町村についても、23日に龍郷町社協、24日に大和村社協が「災害ボランティアセンター」を設置し、被災者支援並びにボランティア活動支援を行った。

今回の甚大な被害により、通信網が切断され携帯電話が使用不能となり、災害ボランティアセンターの設置・運営に欠かせない各関係機関等との通信が遮断され運営体制がままならないなかで、別表1のとおり奄美市、龍郷町、大和村の各社協が災害ボランティアセンターの設置を完了し、被災者支援活動を行った。

救援対策本部（県社協）からは、特に被害の大きかった奄美市社協に対し、21日か

【別表1】

災害ボランティアセンター設置状況

社協名	設置年月日・時間	場 所
奄美市	H22/10/ 23 (14:30)	10月23日 奄美市社協内 10月25日 9:00 奄美体験交流館（住用町）に現地本部
龍郷町	H22/10/ 23 9:00	戸口小学校内に現地本部
大和村	H22/10/ 24 9:00	大和村社協内
県社協	H22/10/ 21 9:00	鹿児島県社会福祉センター内

注）参考として掲載した県社協は「救援対策本部」と呼称。

ら職員を派遣（延べ93人）し，各被災地の状況確認を行うとともに，災害ボランティアセンターの運営及び今後の活動方針等について，救援ニーズの収集方法やボランティアの受入体制を速やかに整えるよう協議・助言を行った。

この間，救援対策本部においては，各災害ボランティアセンターの迅速かつ効果的な支援活動に資するため，奄美群島の各市町村社協に対し，災害ボランティアセンターに対する応援要請を行い奄美本島内はもとより喜界及び徳之島からも社協職員（延べ51人）が駆けつけ支援に当たった。こうして，支援体制がほぼ整うとともに，各災害ボランティアセンターのボランティア登録者数も徐々に増えてきた。

その他，25日には全社協職員と全国的に活動を展開している災害NPOが現地に入り，鹿児島県社協職員とともに被災地の状況視察を行った。

また，各災害ボランティアセンターの設置状況やボランティア募集内容，救援物資受入担当窓口の情報収集等を行うとともに，ホームページ等への掲載を通じて情報発信を行った。更に，ボランティアの募集や災害ボランティアセンター活動状況等については，「あまみエフエム」放送の協力により，終日，ラジオで様々な情報発信をしてもらった。

これまで，本県内で発生した災害では，「九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定」に基づく職員の派遣を要請したこともあったが，今回は離島での災害という状況もあり，応援協定による派遣は要請しなかった。



【奄美市災害ボランティアセンター現地本部の様子（奄美市）】

(2) 中期の対応（災害ボランティアセンター活動期）

災害救援に訪れるボランティアの数も多くはなってきたが，奄美は古くから受け継がれている「結いの心」を大事に，今も奄美の人たちには助け合いの精神が息づいている。被災現場では，駆けつけたボランティアとともに，地縁・血縁者をはじめ近隣住民が総出で，被災した家屋の清掃，流入した土砂の運び出し，床上浸水した家屋では濡れたタタミや家財道具の運び出し・廃棄など，被災者支援に取り組む献身的な活動が各地で見られた。特に，土・日曜日には奄美市等から中学生や高校生・短大生等の参加もあった。また，奄美市においては，「大規模災害における対策に関する協定」に基づき，土木・建設業関係の団体が災害復旧への取り組みが展開されるなど，復旧

に向けた活動が目に見えて進行し始めた。さらに被災者の救援ニーズの把握についても、各地域の民生委員・児童委員，自治会長，各集落の区長，行政職員等による幅広い聞き取りや被災者宅へのボランティア支援のチラシ配付などの取り組みを徐々に強化した。

こうして、各災害ボランティアセンターも軌道に乗りつつある一方、10月とはいえ奄美では、晴れた日の日中はまだ気温が上がり暑い中での活動となるボランティアに対し、熱中症予防の注意を喚起するため、救援対策本部では各災害ボランティアセンターに対し、ボランティアに対する水分補給と休憩の徹底や、災害ボランティアセンターの運営に必要な資金を確保するため、鹿児島県共同募金会と連携して災害支援制度の手続きの周知などを通知した。



【奄美体験交流館 災害ボランティアセンター】



【奄美体験交流館 避難所】



【奄美市住用支所付近での活動】



【奄美市住用町での活動】

(3) 終期の対応（災害ボランティアセンター終期）

こうして多くのボランティアや結いの精神に基づく地域の支援力により、予想以上のスピードで対応が進み、災害ボランティアセンターでの救援ニーズが減少したことに伴い、10月22日からの支援活動も、11月7日をもって終了した。それに伴い、災害ボランティアセンターは閉所することになった。閉所に当たっては、各市町村の災害対策本部等とも協議の上決定した。

災害ボランティアセンターでは、閉所にあたり「あまみエフエム」放送や防災無線による広報、また各集落の区長宅を訪問し、閉所する旨のチラシを配付し、家屋内の家具や畳の搬出、土砂除去、食器類の洗浄、清掃等の救援ニーズを持った方がいない

か、再度広報等の取組を行い、できるだけ混乱が生じないように努めた。

なお、災害ボランティアセンター閉所後の相談については、社協の通常業務の中で対応することとした。

各災害ボランティアセンターでは別表2のとおり順次災害ボランティアセンター及び救援対策本部が解散した。

今回の取組みにおいて、参加したボランティアの数は3市町村合計で3,357人であった。

【別表2】

災害ボランティアセンター解散状況

社協名	解散年月日	ボランティア数
奄美市	H22/11/7	2,282人
龍郷町	H22/11/3	871人
大和村	H22/10/28	204人
県社協	H22/11/8	
合計		3,357人

注) 参考として掲載した県社協は「救援対策本部」と呼称。

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策
10/21	9:00	鹿児島県社会福祉協議会災害救援対策本部設置
	18:00	鹿児島県社会福祉協議会職員2人を現地調査等のため奄美市へ派遣
10/22	8:30～	奄美市住用町被災状況調査
	16:00	奄美市社会福祉協議会事務局長と奄美市訪問。同市市民協働推進課，福祉政策課，災害対策本部と奄美市災害ボランティアセンター設置について協議し，23日に奄美市社協内に設置することで調整
10/23	9:00～	龍郷町被災状況調査。龍郷町及び龍郷町社会福祉協議会と龍郷町災害ボランティアセンターの設置について協議し，戸口小学校に現地本部を設置
	14:30	奄美市社協内に「奄美市災害ボランティアセンター」を設置
10/24	9:00	大和村被災状況調査。大和村役場，大和村社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置について協議の結果，大和村社協内に「大和村災害ボランティアセンター」を設置
	10:00	瀬戸内町の被災状況を電話により聞き取り，災害ボランティアセンターの設置不要を確認
	11:00～	宇検村被災状況調査。災害ボランティアセンターの設置不要を確認
	13:30～	龍郷町災害ボランティアセンター支援
	17:00	奄美市社協に対し災害ボランティアセンター現地本部設置について助言
	18:00	鹿児島県社会福祉協議会第2次職員派遣（職員3人）
	10/25	9:00
	11:00	奄美空港で全国社会福祉協議会職員1人に対し，災害ボランティアセンターの運営状況等の概要を説明

日付	時間	実際に実施した対策
10/25	16:00	奄美市職員等と奄美体験交流館でのボランティア支援体制について協議
10/26		奄美市災害ボランティアセンター支援のため、奄美本島内の社会福祉協議会に対し支援（職員派遣）要請 県社協常務理事が奄美入りし、ボランティアの受入状況、今後の対応について協議
10/27		県社協常務理事が奄美市社協会長と現地視察 奄美本島外の離島社会福祉協議会（喜界町社協ほか6社協）に対し支援（職員派遣）要請 鹿児島県社会福祉協議会第3次職員派遣（職員4人）
10/28		大和村災害ボランティアセンター解散
10/29		奄美体験交流館に生活福祉資金のチラシ設置 市町村社協の応援職員の派遣計画を作成、瀬戸内町社協ほか5社協へ依頼
11/1		鹿児島県社会福祉協議会第4次職員派遣（職員4人）
11/3		鹿児島県社会福祉協議会会長が奄美入りし、龍郷町社協、奄美市社協で現況説明を受ける。 鹿児島県社会福祉協議会第5次職員派遣（職員2人） 龍郷町災害対策本部等と協議し、「龍郷町災害ボランティアセンター現地本部」解散
11/4		鹿児島県社会福祉協議会会長が奄美市社協会長と奄美市役所、県大島支庁訪問の後、住用町を視察。午後、奄美市住用支所、わだつみ苑、住用の園を県議団とともに視察

日付	時間	実際に実施した対策
11/5		<p>鹿児島県社会福祉協議会長が奄美新聞社，あまみエフエム，南海日日新聞社を訪問し災害支援活動の説明を行う。</p> <p>鹿児島県社会福祉協議会第6次職員派遣（職員2人）</p> <p>奄美市災害対策本部等と，「奄美市災害ボランティアセンター現地本部」の閉所について協議</p>
11/7		<p>奄美市社協と奄美市役所，県大島支庁を訪問し，「奄美市災害ボランティアセンター現地本部」の閉所を報告</p> <p>「奄美市災害ボランティアセンター現地本部」解散</p>
11/8		<p>鹿児島県社会福祉協議会第6次派遣職員2人帰庁</p> <p>鹿児島県社協救援対策本部解散</p>

第2項 建設業関係団体の活動

1 活動内容

平成22年10月20日の豪雨災害においては、広域かつ甚大な被害が発生したことから、(社)鹿児島県建設業協会奄美支部は、大島支庁と平成19年4月12日に締結した「大規模災害時における応急対策に関する細目協定」に基づき、主要道路の土砂・障害物の除去、土のう設置等の速やかな初動体制及び二次災害防止措置等で地域住民の安心・安全の確保に貢献した。

また、(社)鹿児島県測量設計業協会は、県と平成20年7月17日に締結した「大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定」に基づき、公共土木施設等の被災状況の調査・写真撮影や概略図面の作成等により、災害報告や災害復旧関係の早期申請に寄与した。

更に、特定非営利法人鹿児島砂防ボランティア協会は、県砂防課の要請により、土砂災害の被害発生調査や既設砂防施設の点検・把握を行う為の現地踏査を実施し、また、かごしま河川ボランティア協会は河川課の要請により、浸水被害が発生した地域の浸水範囲を確認、洪水痕跡の発見・計測・聞き取り調査を行った。

これらの調査結果により、県が行う復旧工法や防災対策の検討、国への災害復旧関係事業の早期申請が可能となった。



(社)建設業協会奄美支部による土砂除去状況(城トンネル)



NPO法人鹿児島砂防ボランティア協会による氾濫・土砂堆積痕跡、施設被災等調査状況



かごしま河川ボランティア協会による氾濫痕跡、施設被災等調査状況

2 あまみ地域づくり褒賞の贈呈

大島支庁では、平成22年10月の豪雨災害に際し、地域住民の安心・安全の確保や、災害復旧に向けた迅速な対応に尽力した団体に対し感謝状の贈呈を行った。

これは、平成22年3月に策定した「奄美地域将来ビジョン」が目指す「人と自然が共生する癒し・活力・結いの島づくり」の実現に向けて貢献し、功績が顕著である方々を褒賞するため、平成23年10月、「あまみ地域づくり褒賞」を創設し、同ビジョンが掲げる様々な取組に挑戦・活躍された方々を褒賞することにより、地域と行政が一体となった個性と活力あふれる地域づくり推進を目的としている。

災害復旧に尽力 団体へ感謝状

大島支庁「あまみ地域づくり褒章」

平成23年10月21日
南海日日新聞

5団体に感謝状

「あまみ地域づくり褒賞」第1号

大島支庁

平成23年10月21日
奄美新聞

第9節 現地対策合同本部

1 設置目的

県，市町村等が，災害に係る情報の収集・共有化を図るとともに，調整・連携して被災者への対応や円滑な災害復旧に資するため，平成22年10月25日に大島支庁に設置した。

2 本部長等

本部長：大島支庁長

副本部長：奄美市長，大和村長，宇検村長，瀬戸内町長，龍郷町長

3 構成機関

県関係	・ 大島支庁等（総務企画部，保健福祉環境部，農林水産部，建設部，瀬戸内事務所，大島教育事務所） ・ 県立大島病院
市町村関係	・ 奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町
防災・治安関係	・ 大島地区消防組合 ・ 奄美警察署，瀬戸内警察署
オブザーバー （国関係）	・ 自衛隊 ・ 海上保安庁奄美海上保安部 ・ 気象庁鹿児島地方气象台 ・ 九州地方整備局 ・ 九州農政局 等

4 主な取組状況

- ・ 市町村等と連携した詳細な被災状況等に係る情報の集約及びマスコミ・関係機関等への情報提供
- ・ 復旧に向けた市町村等における課題・要望・取組に係る情報の集約・提供
- ・ 政府現地連絡対策室（内閣府）との連携による災害復旧対策及び被災者支援対策等に係る情報収集・提供

5 会議の開催状況及び協議事項

(1) 第1回現地対策合同本部会議

ア 開催日時

平成22年10月25日 16時00分～

イ 協議事項

- ・ 現地対策合同本部の設置について
- ・ 現況報告について

(2) 第2回現地対策合同本部会議

ア 開催日時

平成22年11月2日 14時30分～

イ 協議事項

- ・ 被害状況及び復旧の取組状況について
- ・ 意見交換

(3) 第1回現地対策合同本部幹事会

ア 開催日時

平成22年11月11日 10時00分～

イ 協議事項

- ・ 県の生活再建等支援策等について
- ・ 復旧に向けての課題について

(4) 第2回現地対策合同本部幹事会

ア 開催日時

平成22年12月22日 13時30分～

イ 協議事項

- ・ 奄美地方における集中豪雨災害の状況と現地対策合同本部の取組等について
- ・ 「奄美地方における集中豪雨に係る復旧に向けて～課題と取組～」の進捗状況について
- ・ 復旧状況及び今後の取組状況について（意見交換）等

(5) 第3回現地対策合同本部会議

ア 開催日時

平成22年12月27日 10時00分～

イ 協議事項

- ・ 奄美地方における集中豪雨災害の状況と現地対策合同本部の取組等について
- ・ 復旧状況について（意見交換）
- ・ 今後の取組について

主な対応内容

日付	実際に実施した対策
10/25	<p>奄美地方における集中豪雨災害に係る現地対策合同本部の設置</p> <p>10/25～10/31</p> <p>被害や避難の状況など災害に係る情報の集約・発信やマスコミ対応，台風 に備えた二次災害の防止等の対策中心の活動</p> <p>11/1～11/12</p> <p>関連情報の集約・発信に加え，本格的な復旧に向けた関係機関の取組や議 員視察等に対応するとともに，各面の被災後の「課題と取組」等のとりまと め作業の実施</p> <p>11/15～12/28</p> <p>関連情報の集約・発信，本格的な復旧に向けた関係機関の取組状況把握， 「課題と取組」の進行管理の実施</p> <p>主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害や避難状況など災害情報の集約・発信（情報の一元化） ・外部からの災害情報の提供要求に対する対応 ・マスコミ対応 ・本部・支部との連携調整 ・関係機関・団体との連携調整 ・本部会議・幹事会の開催 ・定時打合せ ・定時災害報告 ・危機管理防災課への業務報告（知事報告含む） ・人事課への派遣職員状況報告 ・復旧に向けた取組の取りまとめ ・課題と取組の進行管理 ・「豪雨災害の生活再建等支援策」の情報窓口の整理 <p>第1回現地対策合同本部会議を開催</p> <p>納税等相談窓口を大島支庁に設置</p> <p>県共同募金会，日本赤十字社県支部において奄美地方大雨災害義援金の募集 開始</p>
10/27	<p>被災者に対する職員住宅，教職員住宅，県営住宅の提供</p>
10/28	<p>支援物資を奄美市，大和村に配布</p>

日付	実際に実施した対策
11/2	第2回現地対策合同本部会議を開催
11/11	第1回現地対策合同本部幹事会を開催
11/12	合同本部を支庁総務企画課へ移行
11/24	保健師等の奄美市住用町全戸訪問によるメンタルヘルスケア（～26日）
12/22	第2回現地対策合同本部幹事会を開催
12/27	第3回現地対策合同本部会議開催
12/28	現地対策合同本部を廃止
	【関係機関の設置等】
	10/26～11/2 鹿児島地方気象台職員配置(合同本部内)
	10/26～11/2 九州地方整備局職員配置(合同本部内)
	10/26～10/31 自衛隊員配置(合同本部内)
	10/27～11/17 政府現地連絡対策室設置(支庁内)
	奄美海上保安部，奄美警察署は定期的に合同本部を訪問
	【国会議員等の視察等状況】
	10/22～12/27 21団体・個人視察・来庁

(参考) 事態安定期における県の主な対応内容

【危機管理局】

日付	実際に実施した対策	関係課
10/23	避難所の運営状況調査 住民の安否及び孤立集落確認 ヘリの運行に必要なフライトサービス開始	危機管理防災課
10/24	宮崎県防災救急航空ヘリの任務解除	消防保安課
10/25	第2回災害対策本部会議開催 現地対策合同本部設置	危機管理防災課
10/31	自衛隊，第十管区海上保安本部に撤収を要請	危機管理防災課
11/2	第3回県災害対策本部会議開催	危機管理防災課
11/17	県災害対策本部及び大島支部廃止	危機管理防災課
12/28	現地対策合同本部廃止	危機管理防災課

【保健福祉部】

日付	実際に実施した対策	関係課
10/25	「奄美地方大雨災害義援金」の募集を開始した。 ・募集团体：県，日本赤十字社鹿児島県支部，社会福祉法人鹿児島県共同募金会） ・募集期間：平成22年10月25日～11月30日 （平成23年2月28日まで受付継続）	社会福祉課
10/27	災害救助法説明会の開催 ・大島支庁	社会福祉課
10/27	義援物資の鹿児島市内への集荷拠点の設置	社会福祉課
11/5	県民から寄せられた義援物資を奄美市へ送付	社会福祉課
12/3	第1回奄美地方大雨災害義援金配分委員会 開催 ・第1次配分の決定	社会福祉課
12/20	奄美地方大雨災害義援金を被災市町村へ第1次配分	社会福祉課
H23 3/30	奄美地方大雨災害義援金を被災市町村へ第2次配分	社会福祉課

【環境林務部】

日付	実際に実施した対策	関係課
10/21	・ 「災害廃棄物処理事業費国庫補助金」等の災害廃棄物処理に係る支援制度について、関係市町村に情報提供	廃棄物・リサイクル対策課
10/27	・ 災害廃棄物の早期の適正処理の実施及び2次被害の発生防止の観点から、仮置き場における飛散流出防止対策の徹底に関して、「台風14号接近に伴う一般廃棄物の適正な処理体制の確保について」を関係市町村に文書発出	廃棄物・リサイクル対策課
11/1	・ 被災市町村（奄美市，龍郷町）及び名瀬クリーンセンター（一部事務組合，一般廃棄物処理施設）における災害廃棄物の処理状況について、現地を確認	廃棄物・リサイクル対策課，大島支庁

【農政部】

日付	実際に実施した対策	関係課
10/21	農業協同組合に対する要請 被災者に対する貯金の払戻，貸出金の返済猶予や共済金の支払，共済掛金の払込猶予等に関し，適切な措置を講ずるよう要請	農業経済課
10/22	金融機関や保証機関等に対する要請 災害関係資金の円滑な融通や既貸付金に係る償還条件の緩和について，特段の配慮を要請	農業経済課
10/25～	営農，資金に関する相談窓口の設置 営農，資金に関する相談窓口を設置し，被災農家からの営農対策，資金対応についての相談に対応	農政課 農業経済課 経営技術課
10/27～	被害軽減のための事後対策指導 被災後の農作物について，管理のポイントを取りまとめ，農業者や市町村等に周知するとともに，県ホームページに掲載	経営技術課
10/27	共済事務組合に対する要請 迅速かつ適切な損害評価の実施と共済金の早期支払いについて要請	農業経済課

【土木部】

日付	実際に実施した対策	関係課
10/26	（社）県建設業協会奄美支部に公共土木施設の応急対策の協力要請	技術管理課

